

平成 17 年 3 月 10 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号 8316)

## 優先株式の発行について

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(社長 西川善文)は、平成 17 年 3 月 10 日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法による当社優先株式の発行を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 株式の名称  
株式会社三井住友フィナンシャルグループ第 1 回第六種優先株式(以下、「本優先株式」という。)
2. 発行新株式数  
70,001 株
3. 発行価額  
1 株につき 3,000,000 円
4. 発行価額の総額  
210,003,000,000 円
5. 発行価額中資本に組み入れない額  
1 株につき 1,500,000 円
6. 発行方法  
第三者割当の方法により、適格機関投資家(証券取引法に定義される。)に割り当てる。割当先及び割当株式数については、代表取締役に一任する。
7. 申込期日  
平成 17 年 3 月 28 日(月曜日)

本発表資料は、当社の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。

## 8. 払込期日

平成 17 年 3 月 29 日（火曜日）

## 9. 配当起算日

平成 17 年 3 月 29 日（火曜日）

## 10. 優先配当金

本優先株式を有する株主（以下、「本優先株主」という。）または本優先株式の登録質権者（以下、「本優先登録質権者」という。）に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については以下の通りとする。

### (1) 優先配当金

1 株につき 88,500 円とする。ただし、平成 17 年 3 月 29 日から平成 17 年 3 月 31 日までの期間に対応する優先配当金については、728 円とする。

### (2) 非累積条項

ある営業年度において本優先株主または本優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

### (3) 非参加条項

本優先株主または本優先登録質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

## 11. 優先中間配当金

1 株につき 44,250 円

## 12. 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録質権者に対し、当会社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主または普通株式の登録質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 3,000,000 円を支払う。本優先株主または本優先登録質権者に対しては、上記 3,000,000 円その他、残余財産の分配は行われぬ。

## 13. 消却

(1) 当会社は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(2) 当会社は、本優先株式発行後、平成 23 年 3 月 31 日以降はいつでも、本優先株式 1 株につき 3,000,000 円で本優先株式の一部又は全部を償還することができる。一部を償還するときは、抽選その他の方法によりこれを行う。

本発表資料は、当社の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。

#### 14. 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

#### 15. 株式の併合または分割、新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、本優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

#### 16. 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当社の発行する他の優先株式と同順位とする。

#### 17. 上記各項については、各種法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

広報部 古舘 TEL 03-5512-2678

本発表資料は、当社の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。

## < 参考 >

### 1. 増資による当社発行済株式総数の推移

#### ( 1 ) 増資前の発行済株式総数 (平成 17 年 3 月 10 日現在)

種類	発行数 (株)
普通株式	6,271,619.42
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
第四種優先株式	157,413
合計	7,259,032.42

#### ( 2 ) 増資による増加株式数

種類	発行数 (株)
第六種優先株式	70,001

#### ( 3 ) 増資後の発行済株式総数

種類	発行数 (株)
普通株式	6,271,619.42
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
第四種優先株式	157,413
第六種優先株式	70,001
合計	7,329,033.42

### 2. 資金使途

当社 100%子会社である株式会社三井住友銀行が新たに発行する優先株式の購入資金に充当する予定。

### 3. 本優先株式の割当予定先の概要

割当先および割当株式数を決定次第、お知らせいたします。

以上

本発表資料は、当社の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。